

宮城県災害廃棄物処理計画【概要版】

第1編 総則

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

今後発生が予測される自然災害により生じた災害廃棄物の処理を、適正かつ迅速に行うため、事前に必要な事項を定め、衛生状態の悪化及び環境汚染の最小化を目的とする。

2 計画の位置付け

「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）」、「災害廃棄物対策指針」（環境省）等を基本とする。

3 宮城県の地域特性

4 対象とする災害及び災害廃棄物

通常災害から非常災害のうち大規模災害に至らない規模の自然災害により発生する一般廃棄物（被災者の生活に伴う廃棄物を含む。）とする。

●災害の規模想定

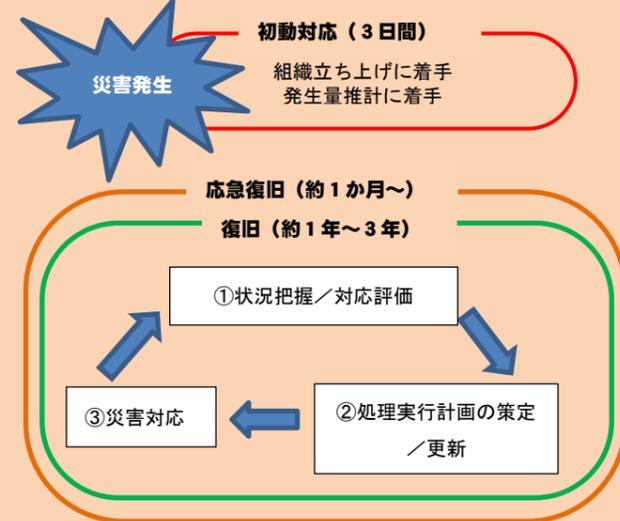
今後起こり得る宮城県沖地震、長町-利府線断層帯地震及び平成27年9月関東・東北豪雨の規模を想定。

第2章 災害廃棄物対策に係る基本的事項

1 災害廃棄物処理に係る基本方針

- 『減災』に向けた対策の推進：廃棄物処理施設等の耐震化及び浸水対策等（ハード面の対策）
- 災害廃棄物処理を迅速・円滑に行うための事前の備え：仮置場の確保、広域連携体制強化、人材育成等
- 分別・選別の徹底及び資源化等の促進：最終処分量の低減、最終処分場の確保、災害廃棄物等の減量化・資源化

2 災害廃棄物処理の流れ



3 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物は市町村が処理主体となる。県は災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行う。

4 他都道府県被災地への協力・支援

5 市町村の住民への広報

第2編 発災前における災害廃棄物処理対策

第1章 災害廃棄物処理対策

組織体制の整備、災害時の情報収集・伝達、市町村等の処理施設の防災対策、収集運搬車両や燃料の確保

第2章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

被災者の生活環境悪化防止のため、市町村は事前に生活ごみ及びし尿等の発生量を推計し、その集積所・分別・処理方法等、仮設トイレの備蓄、収集運搬車両の確保についても検討

第3章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

●災害廃棄物発生量の推計

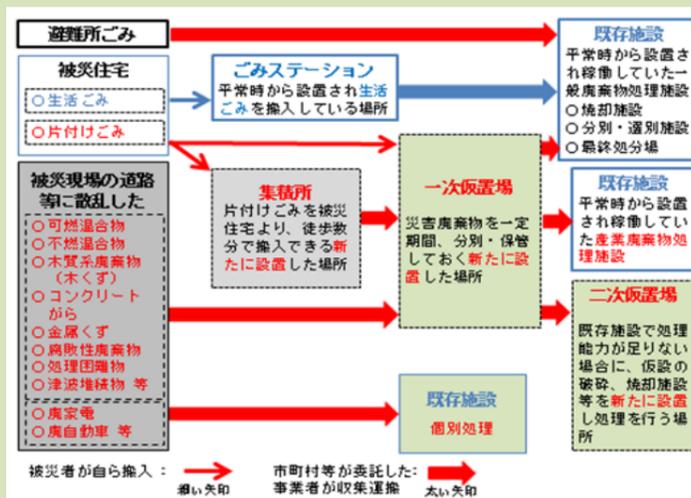
被害想定から市町村ごとに災害廃棄物の発生量を推計し、それを踏まえて廃棄物処理施設の処理可能量を検討する。この発生量及び処理可能量を基に、市町村は災害廃棄物処理計画を策定

第4章 広域体制整備

●発災前の情報共有項目

項目	内容
災害廃棄物処理計画・マニュアルの策定状況	○災害廃棄物処理計画 ○災害時マニュアル
施設・資機材の整備状況	○オープンスペース ○処理施設（焼却施設・最終処分場） ○災害用トイレ ○収集運搬機材
災害時の相互協力体制の整備状況	○都道府県・市町村との協定 ○廃棄物関係団体との協定
その他	○担当部署の緊急連絡先 ○対策を実施する上での課題・留意事項

●災害廃棄物処理の流れ



第3編 災害時における災害廃棄物処理対応

第1章 災害復旧の体制

市町村は被災状況を把握し、速やかに災害廃棄物担当部署を立ち上げて、災害廃棄物の処理方針・実行計画を策定する。県は情報収集を行い、平常時に検討した組織体制に基づいて、被災市町村が処理体制を整備するための支援・調整等を行う。

第2章 生活ごみ、し尿に係る処理体制の確保

1 生活ごみ、片付けごみ、避難所ごみ

市町村等は早期に処理を行うとともに、その処理方法を的確に住民に周知する。

2 し尿

市町村等は仮設トイレ等を避難所等へ設置し、衛生状態の保持のためその管理を行う。

3 自治体、民間事業者団体等への支援要請

第3章 災害により発生した廃棄物に係る処理体制の確保

災害廃棄物処理実行計画の策定

市町村は被災状況等を把握した上で、災害廃棄物処理の全体像を示すため、処理主体、処理期間、処理スケジュール、処理方法、財源等の基本方針を含んだ災害廃棄物の具体的な処理作業を定める災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、処理の進捗に応じて段階的に見直す。県は、被災市町村から支援要請を受けた場合は、実行計画等の作成についても支援を行う。

【災害廃棄物処理の重点事項】

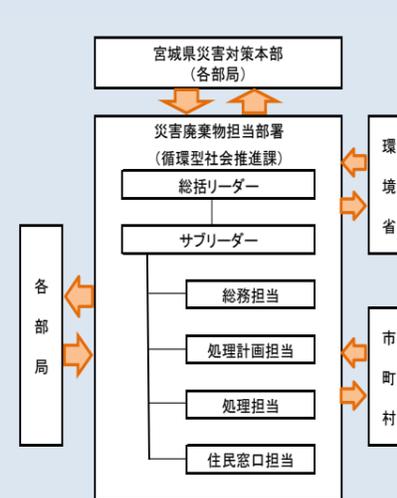
- 基本方針の処理期間で、スピード感に配慮しつつ、適正な処理を行う
- 廃棄物の区域内処理及び県内処理を優先する
- 周辺環境の保全を徹底するとともに地球環境に配慮した計画とする
- コストの削減にも配慮する
- 地域の企業や地元雇用を有効かつ優先的に活用した処理を行う

●被災状況等の調査項目

被災状況	○ライフラインの被害状況 ○避難個所と避難人員の数及び仮設トイレの必要数 ○区域内の一般廃棄物等処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況 ○区域内の産業廃棄物等処理施設（ごみ処理施設、最終処分場等）の被害状況 ○有害廃棄物の状況
収集運搬体制に関する情報	○道路情報 ○収集運搬車両の状況
発生量を推計するための情報（現状を視察の上、確認する）	○全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数 ○水害または津波の浸水範囲（床上、床下浸水戸数）

※仮置場等についても併せて確認すること。

第4章 県の組織体制・指揮命令系統



環境生活部長	○災害廃棄物処理業務全般の総括 ○県災害対策本部への要請・協議
【災害廃棄物担当部署】	
総括リーダー	○災害廃棄物処理業務の管理・監督
サブリーダー	○各担当業務の取りまとめ ○広報、マスコミ対応等
総務担当	○庁内窓口、庶務、物品管理 ○組織体制整備 ○職員派遣・受入に係る調整 ○国庫補助関係事務（市町村及び一部事務組合の支援を含む） ○市町村からの事務委託手続き ○予算管理、契約事務
処理計画担当	○被災市町村からの被災情報の収集 ○災害廃棄物等発生量の推計 ※ ○災害廃棄物処理の進捗管理 ○災害廃棄物処理に係る市町村への指導 ○災害廃棄物処理実行計画の策定 ※ ○市町村からの事務委託範囲検討・調整 ※ ○関係業界との連携・調整
処理担当※	○二次仮置場・仮設処理施設の整備・管理 ○災害廃棄物等の処理ルート確保 ○処理困難物等の処理ルートの確保
住民窓口担当	○住民からの相談対応

※市町村からの事務委託に係る業務

第5章 住民対応

第4編 計画の推進・見直し

1 計画の推進

市町村は市町村災害廃棄物処理計画を策定するとともに、地域ブロックでの連携を進める。県は関係主体との連携や技術的な検討を通して自らの施策を推進するとともに、市町村間の広域的な連携について技術的な支援を行う。

2 人材育成・訓練

県や市町村は関係団体を含めた職員を対象として、災害廃棄物対策を担う人材育成及び訓練を実施する。

3 計画の見直し

県は国指針や市町村等の災害廃棄物処理対策実施状況の調査等を踏まえ、本計画の見直しを行う。また、県内で災害が生じた場合は本計画を検証し、必要に応じて見直しを行う。